

堺市監査委員公表第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 26 日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	澤		由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

子ども青少年局

(子ども青少年育成部、子育て支援部、子ども相談所)

第3 監査の対象期間

令和5年度(令和5年4月1日～令和5年10月31日)

ただし、必要に応じて令和4年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和5年11月1日～令和6年3月26日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 子ども青少年育成部 子ども家庭課

(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付けについて

堺市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則に基づき、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け及び償還に関する事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 返納金(児童扶養手当費返納金)について

児童扶養手当法の規定に基づき支給された児童扶養手当に過誤払いがあった場合、受給者に返還を求め、返納金として収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 返納金（児童手当費返納金）について

児童手当法の規定に基づき支給された児童手当に過誤払いがあった場合、受給者に返還を求め、返納金として収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 子育て支援部 幼保推進課

(1) 児童福祉費負担金（保育所運営費保護者負担金）、児童福祉使用料（認定こども園等保育料）について

堺市子ども・子育て支援施行規則に基づき、児童福祉費負担金（保育所運営費保護者負担金）、児童福祉使用料（認定こども園等保育料）を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 子育て支援部 幼保運営課・こども園

(1) 徴収金収入（延長保育事業徴収金、一時預かり事業徴収金、指導食事業徴収金、リフレッシュ預かり事業徴収金）について

堺市延長保育事業実施要綱、堺市一時保育事業実施要綱、堺市リフレッシュ預かり事業実施要綱に基づき、事業を利用しようとする保護者から徴収金（延長保育事業徴収金、一時預かり事業徴収金及びリフレッシュ預かり事業徴収金）を収入している。また、職員から徴収金（指導食事業徴収金）を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 子ども相談所 育成相談課

(1) 児童福祉費負担金（児童養護施設等入所者負担金）について

堺市児童福祉法施行細則に基づき、子ども相談所が児童養護施設等に入所措置した本人又はその扶養義務者から措置に要した費用の全部又は一部を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 児童福祉費負担金（障害児施設入所者負担金）について

堺市児童福祉法施行細則に基づき、子ども相談所が障害児施設に入所措置した本人又はその扶養義務者から措置に要した費用の全部又は一部を

収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5 局共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 行政財産の目的外使用に係る使用料の請求

堺市財産規則では、行政財産の目的外使用に係る使用料について、使用期間が1年を超える場合は、毎年度の使用開始前までの日を当該年度の納期限として定めるとされている。

しかし、青少年の家における電柱及び支線各1本の設置に係る目的外使用(令和5年4月1日から5年間)の令和5年度の使用料について、納期限を令和5年3月31日以前とすべきところ、同年4月30日とする納付書を発行していた。

(子ども青少年育成部 子ども育成課)

(2) 委託料について

委託料に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 補助金について

補助金に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 補助金額の確定に係る通知

堺市補助金交付規則では、補助事業者から実績報告を受け補助金の額を確定したときは、補助金確定通知書により、補助事業者に通知し、交付すべき補助金の額を超える補助金が既に交付されているときは、補助金返納・返還命令通知書により、補助金の返納を求めるものとされている。

しかし、堺市内児童養護施設入所児童臨海学舎事業補助金において、市は補助事業者から実績報告を受けていたものの、補助金確定通知書を作成せず、補助金返納・返還命令通知書を補助事業者に送付していた。

(子ども青少年育成部 子ども家庭課)

[申請書類に係る個人情報の取扱いについて（意見）]

堺市青少年指導員校区活動事業補助金交付要綱では、補助事業者(校区青少年指導員会)は、交付申請書の提出に当たり、校区青少年指導員会の名簿を添付しなければならないと定められている。

また、当該名簿の記載事項について、同要綱には定めがなく、所管課として各指導員の氏名、住所、電話番号(幹事・副幹事のみ)を記載する参考様式を示すとともに、任意の様式での添付も可能としている。

そのため、令和5年度の補助金交付申請に当たって、各校区の青少年指導員会から提出された名簿には、参考様式をそのまま使用しているもののほか、参考様式では記載を求めている幹事・副幹事以外の指導員の電話番号や年齢、性別等も記載されているもの、校区青少年指導員会以外の自治会関係者が含まれているものなどがあった。

個人情報の保護に関する法律では、行政機関が個人情報を保有するに当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないこととされているが、上記の提出状況においては、補助金交付事務に係る利用目的の範囲を超えた個人情報が保有されている可能性がある。

以上のことから、当該名簿については、利用目的を再検討した上で、記載事項を利用目的の達成に必要な範囲に限定して提出を求めるとされたい。

(子ども青少年育成部 子ども育成課)

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 公金外現金の取扱い

日本スポーツ振興センター災害給付金に関する公金外現金について、取扱いの規定では、収支整理者が収入伺及び支出伺の作成に係る事務を行うと定めている。

しかし、収支整理者以外の者が、収入や支出の起案処理を行っているものがあった。

(子育て支援部 幼保運営課)